

# 大阪府立泉鳥取高等学校 生徒心得

## 授業について

- 1 勉強を第一に考え、欠席、遅刻、早退をしないよう、最大限の努力をすること。
- 2 授業には十分準備（予習、復習）をして、最大の効果を上げるよう努力すること。
- 3 授業を受ける前後には、全員そろって正しく礼をすること。
- 4 座席は定められた位置に座ること。
- 5 日直は休憩時間に黒板を整え、つぎの授業の準備をしておくこと。

## 考査について

考査は諸君の日ごろの勉学の成果を問うものである。したがって、最大限の努力をし、正々堂々と受験すること。絶対に不正行為等はしてはならない。

- 1 チャイムが鳴れば、直ちに考査に入れるようにすること。
  - 2 机の上には鉛筆、消しゴム、定規、コンパス及びその時間に特に許可されたもの以外は出さないこと。
  - 3 机の中には何も入れておかないこと。カバン等は教室の前後に出しておく。（携帯電話等はスイッチを切りカバンの中に入れておくこと。）
  - 4 消しゴム等の貸し借りはしないこと。
  - 5 下敷きは使用しないこと。
  - 6 横を向いたり、ごそごそしたり等、不正行為とまぎらわしい行為はしないこと。
  - 7 20分以上遅刻したときは、その考査は受けられない。
  - 8 答案を書き終わっても、その時間が終了するまで、退場を認めない。
- 以上の注意をよく守り、ふだんの実力を十分に発揮してもらいたい。

## 欠席・遅刻・早退について

### 1 欠 席

前日までに欠席が分かっている場合は、生徒手帳の諸届・許可欄に保護者が記入・捺印し、担任に提出すること。

当日の場合は、原則として8時10分から8時30分までの間に保護者から担任に電話連絡をしてもらうこと。

### 2 遅 刻

遅刻登校した場合は、平常は学年職員室、考査時は会議室で遅刻届用紙に所定の事項を記入し、教科担当の先生に同用紙を提出すること。

遅刻届を持っていない生徒は教室に入室出来ない。

### 3 早退・外出

担任に申し出て早退許可証に所定の事項を記入し、担任の印を受けること。

### 4 公 欠

次の各号に該当するとき、届出により公欠とする。

- (1) 進学・就職のための受験。
- (2) 生徒自治会役員選挙当日の選挙管理事務。
- (3) 学校が特に選手（代表）派遣を認めたとき。
- (4) 学校行事の運営に協力を要請されたとき。

### 5 忌 引

親族の死亡によって喪に服する場合は、届出によって次の日数を忌引とする。届出は担任に電話等にて行うこと。

|           |     |
|-----------|-----|
| 父母・保護者    | 7 日 |
| 祖父母・兄弟姉妹  | 3 日 |
| 曾祖父母・伯叔父母 | 1 日 |

### 交通機関が止まった場合

事故、スト等により交通機関が止まった場合は、以下のように措置する。

- (1) バスのみ止まった時  
平常通り授業・考査を行うことを原則とする。
- (2) 南海電車・JR 阪和線の少なくとも一方が止まった時  
運行状況・生徒の登校状況を確認した上で、授業・考査開始時間を決める。ただし、10時00分になっても開始の目処が立たない場合は、HRを実施した後帰宅させる。
- (3) 授業の開始に間に合わなかった生徒については、妥当な時間分を公欠扱いとする。ただし、正規の始業時刻に登校するのに間に合わない交通機関が遅延した場合は、原則として考慮しない。
- (4) 考査時間が少なくなった生徒については、本人の希望があれば、考査時間を補償するため別室受験を認める。

### 暴風警報が発令された場合

- (1) 午前7時00分現在で暴風警報が発令中の場合は、登校しないで警報が解除されるまで自宅で待機する。
- (2) テレビ・ラジオに注意して、大阪府教育委員会の指示がある場合は、それに従う。
- (3) 午前10時（4限までの授業の時は9時）迄に暴風警報が解除された場合は、速やかに登校する。（2時間後から授業とする。）
- (4) 午前10時（4限までの授業の時は9時）を過ぎても暴風警報が解除されない場合は、臨時休校とする。

### 校内に関する事項

- 1 本校の始業時間は8時40分（8時30分予鈴）、最終下校時間は5時30分とする。  
ただし、試合前1週間のクラブで練習時間延長届が出ている時は、6時までとする。
- 2 下校の際は後始末をして、教室、廊下の窓を確実に閉めること。
- 3 制服を着用すること。
- 4 単車及び自動車での通学は禁止する。（乗せてもらうことも含む。）
- 5 上履き及び体育館シューズには必ず記名すること。
- 6 携帯電話等の通信機器の使用は、学習の妨げとならないようにすること。

### 一般的事項

- 1 高校生にふさわしくない飲食店、娯楽場等には立ち入らないこと。
- 2 高校生らしくない服装や、華美な服装は慎むこと。
- 3 パーマ、髪の色・脱色等をしないこと。
- 4 アクセサリー類（指輪、ネックレス、ペンダント、イヤリング、ピアス等）をしないこと。
- 5 化粧をしないこと。
- 6 無駄づかいをしないこと。
- 7 金銭の貸し借りをしないこと。
- 8 男女交際は高校生らしくあること。
- 9 自分の所在をはっきりさせ、予定より遅くなるときは、必ず家庭に連絡すること。
- 10 生徒だけで外泊しないこと。また、みだりに友人宅に泊まらないこと。
- 11 アルバイトは、学校としては奨励しない。  
アルバイトをするときは、しなければならない理由、仕事の内容、職場の環境等を十分考慮して、事前に担任や保護者と相談すること。
- 12 その他、ルールやマナーを守り、他人に迷惑をかけないよう責任ある行動をとること。

### **【運転免許取得に関する規定】**

本校における交通安全指導の原則は、三ない運動（免許を取らない・単車に乗らない・単車を買わない）の推進にある。しかし、止むを得ない理由により免許を取得する必要がある者は、以下の規定を守り、安全運転と事故防止に努めること。

- 1 運転免許取得教習・試験・交付のために学校を欠席してはならない。  
（免許停止に対する短期講習も同様とする。）
- 2 交通事故や違反行為により家庭裁判所・運転免許試験場から呼び出しがあった場合は、生活指導部及び担任に届け出ること。
- 3 普通免許（四輪）取得については、教習にかかる時間や費用の負担が大きく、学校生活に影響を与えるので、在学中の取得はできるだけ避けること。
- 4 単車・自動車による通学は禁止する。（制服を着用しての乗車は同等扱いとする。）

本規定に違反した場合は、必要に応じて特別指導を行う。

### **【服装規定】**

#### **制服について（本校指定を原則とする）**

- ・男 子 上着はブレザーシングル  
ズボンはワンタックシングル仕上げ  
白半袖及び長袖カッターシャツ  
ベスト セーター
  - ・女 子 上着はブレザーシングル  
スカートは28本車ひだ、ひざ中±2cm  
白半袖及び長袖ブラウス  
ベスト セーター
- 生地は、ブレザーは濃紺サキソニー、スラックス・スカートはタータンチェック
- ・その他 ネクタイを着用する場合は、本校指定のものに限る。

#### **防寒具について**

- ・通学時 オーバーコート、マフラー、手袋など特に色・型は指定しないが、高校生らしいものを着用し、全般として華美にならぬよう注意すること。
- ・室内 防寒具の使用は認めない。

#### **服装等についての諸注意**

- ・本校指定の制服以外一切認めない。また、長さをつめたり変造したり絶対しないこと。
- ・ブレザーの下には本校指定のカッターシャツ、ブラウス、ベスト、セーター、ネクタイ以外は着用しないこと。
- ・冬季は冬服期間を設け、この期間は必ずブレザーを着用すること。冬服期間中、特に寒い日は防寒具の着用を認めるが、ブレザーの着用なしに着ることを禁止する。
- ・シャツの裾はズボンの中に入れること。色物、柄物の下着で透けて見えるものは不可。
- ・靴・カバンについては、特に色・型は指定しないが高校生らしいものを使用すること。

### **【生徒証】**

本校の生徒は、毎学年の始めに本校が交付する生徒証を常時携帯しなければならない。  
生徒証は、その有効期間を終了したとき、または退学するときには、校長に返納するものとする。

生徒証を紛失または毀損したときは、直ちに校長に届け、再交付を受けるものとする。